様式第一（第二十四条関係）（平五通産令六四・一部改正、平一〇通産令三四・旧別記様式・一部改正、平一二通産令三一七・一部改正）

表　　面

第　　号

日本電気計器検定所法
第36条第１項の規定による

立　入　検　査　証

職名および氏名

写

真

年　　月　　日生

年　　月　　日交付

押　出
スタンプ

経済産業大臣　印

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ８とすること。

裏　　面

日本電気計器検定所法（抄）

第36条　経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、検定所に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に検定所の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第41条　第36条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした検定所の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。